

<対策のポイント>

林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セクターによる非住宅建築物等への木材利用や木材利用に対する消費者等の具体的行動の促進などの様々な分野における木材需要の創出と高付加価値木材製品の輸出拡大の取組を支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³ [平成30年] →40百万m³ [令和7年]）

<事業の内容>

1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業 45（40）百万円

○ 民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進する取組を中央段階及び地域段階で支援します。

2. 「地域内エコシステム」構築事業 269（390）百万円

○ 木質バイオマスのエネルギー利用における「地域内エコシステム」の構築に向け、地域の体制づくりや技術開発、技術面での相談・サポート等を支援します。

3. 高付加価値木材製品輸出促進事業 104（91）百万円

○ 木造住宅等の輸出を促進する取組や企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、日本産木材製品のPR等の取組を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及促進事業 57（54）百万円

○ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録推進、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。国別・地域別の違法伐採関連情報を提供します。

5. 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業 201（91）百万円

○ 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、内装木質化等の効果の見える化、民間企業や国民に対する普及啓発活動等の取組を支援します。

6. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業 24（18）百万円

○ 特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化、きのこ原木等生産資材の導入等を支援します。

<事業イメージ>

1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業



施設の用途に応じた木造化・木質化の在り方や低コスト化方策の検討・普及



地域への専門家の派遣によるノウハウの提供、設計支援やその成果の検証・普及



地域の实情に応じた地域協議会の運営や技術開発・改良等



電話相談や技術者の現地派遣、サポートに必要な各種調査等

3 高付加価値木材製品輸出促進事業



・輸出向け製品の規格化の検討や施工マニュアルの作成、国内外での技術講習会の開催等
・企業が連携して日本産木材製品を輸出するモデル的な取組
・既存モデル住宅等を活用した日本産木材製品のPR活動や新たな輸出先国でのセミナー開催等

4 「クリーンウッド」普及促進事業



木材関連事業者の登録を促進するための、専門家派遣による働きかけやセミナー等の実施、協議会の普及啓発活動



「クリーンウッド・ナビ」での合法伐採木材関係情報の提供

5 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業



・木材利用に取り組む民間企業ネットワークを構築し、マーケットインの発想で木材利用を進める上での課題・条件の整理等



・施設利用者の評価等、内装木質化等の効果の見える化、普及

・木を取り入れたライフスタイルの価値やSDGsへの貢献度等を発信し、消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進

6 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業



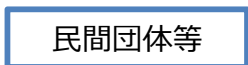
・原木の需給情報の提供や生産効率化のための技術開発・改良等に関する情報提供等



・国内外の特用林産物に係る特性等調査及び需要拡大に向けた生産・加工・流通の実証等

<事業の流れ>

定額、1/2以内、委託



【お問い合わせ先】

(1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(6の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8059)

＜対策のポイント＞

林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化等を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³ [平成30年] → 40百万m³ [令和7年まで]）

＜事業の内容＞

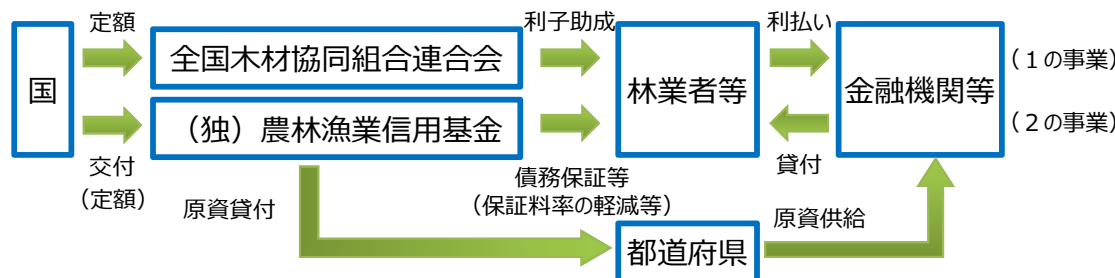
1. 林業施設整備等利子助成事業 315（335）百万円

- 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業者や自然災害の被害を受けた林業者等が（株）日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合に、最大2%・最長10年間の利子助成を行います。

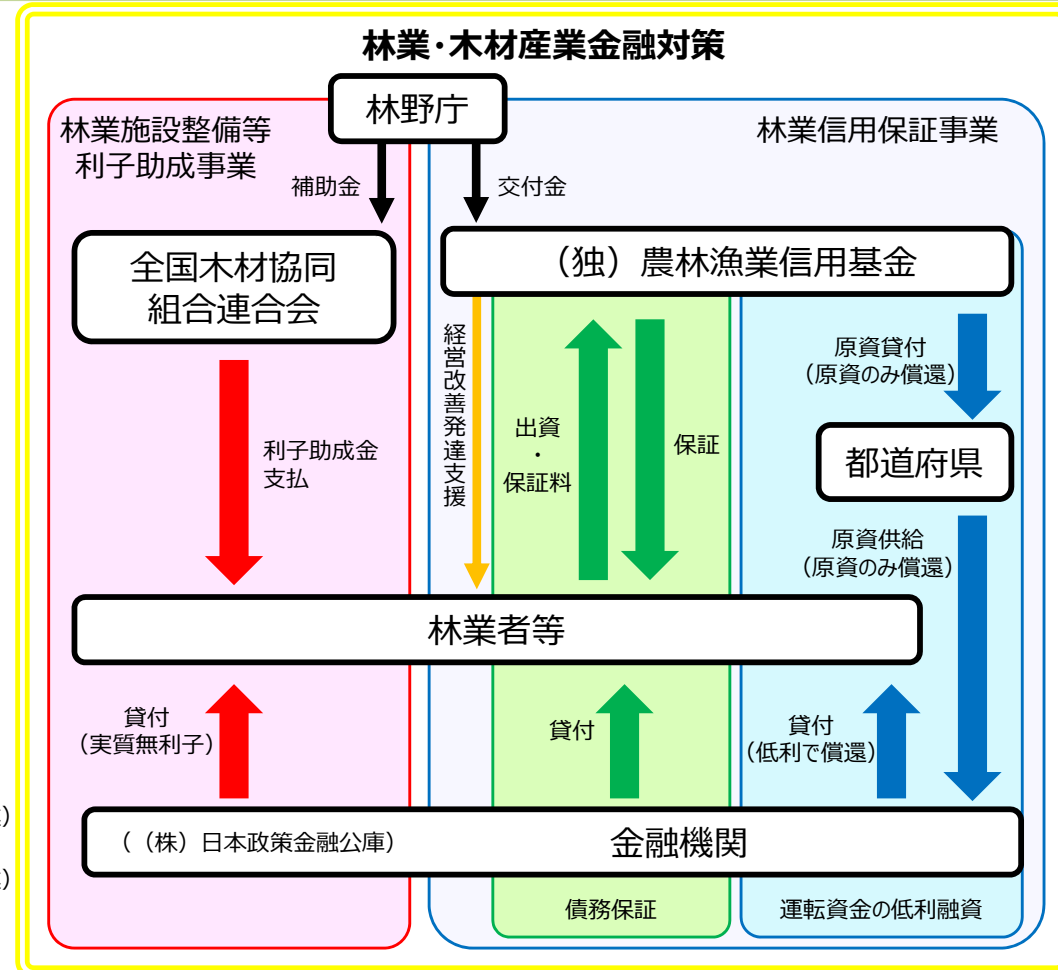
2. 林業信用保証事業 376（348）百万円

- （独）農林漁業信用基金に対して以下の経費を支援し、林業者等に対する融資の円滑化等を図ります。
 - 債務保証に係る保証料率の軽減等を図るために必要な経費
 - 重大な災害からの復旧、木安法に基づく計画の実施、事業承継に債務保証を利用する場合、債務保証に係る保証料を実質免除するために必要な経費
 - 経営合理化等に必要な運転資金の低利融資制度の実施に必要な経費
 - 林業経営者に対する経営改善発達に係る助言等の実施に必要な経費

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策<一部公共>

【令和元年度補正予算額 35,960百万円】

<対策のポイント>

木材製品の国際競争力強化のため、加工施設の大規模化や高効率化、他品目への転換を支援するとともに、原木の安定供給・生産コストの低減を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入等を支援します。また、非住宅分野等における木材製品の消費拡大や付加価値の高い林産物の輸出促進、新技術の実証等を支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³ [平成29年] →40百万m³ [令和7年まで]）

<事業の内容>

1. 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策 17,155百万円

①木材産業の体質強化対策

合板・製材・集成材工場等の大規模化・高効率化や、低コスト化を図るための木材加工流通施設の整備、「再編計画」に基づく工場間連携や他品目への転換等を支援します。

②原木の低コスト供給対策

原木を低コストで安定的に供給するため、路網整備、高性能林業機械の導入や間伐材生産等を支援します。

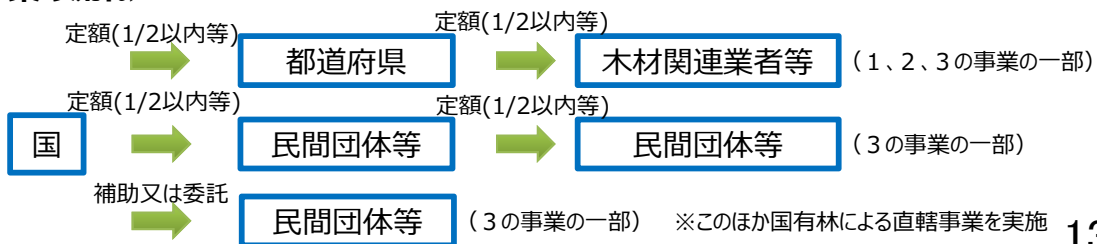
2. 森林整備事業<公共> 15,800百万円

幹線となる林道の整備と搬出間伐等を実施し、原木を低コストで安定的に供給します。

3. 木材製品の消費拡大対策 等 3,005百万円

非住宅分野等の、外構部も含めた木造化・木質化等を推進します。
また、輸出に向けた付加価値の高い木材製品、きのこ等の生産施設整備、PR活動等を支援します。このほか、林業経営体の経営力の向上や労働安全衛生対策の強化の取組、林業分野における新技術実証のための取組を支援します。

<事業の流れ>



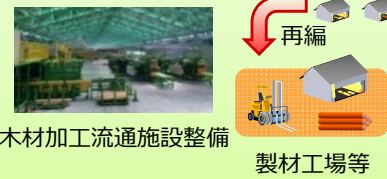
<事業イメージ>

体質強化計画

(川上から川下までの林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成) 川上との安定供給に係る協定締結等に取り組む工場等に対して重点的に支援

木材産業の体質強化対策

- 大規模・高効率化や低コスト化に向けた木材加工流通施設の整備
- 工場間連携や他品目への転換



原木の低コスト供給対策

- 路網整備、高性能林業機械導入、間伐材生産等

森林整備事業 (公共)

- 林業生産基盤整備道等の整備
- 搬出間伐等の実施



間伐材生産 高性能林業機械導入 路網整備 林業生産基盤整備道の整備

川上の基盤強化

林業経営体・林業労働力強化対策

- 販売力の強化や効率的な事業実施に向けた経営者層の育成、労働安全衛生対策の強化等

木材製品の消費拡大対策等

- JAS構造材等の普及・実証、CLT建築等の実証や木質建築部材の技術開発等を支援
- グリーンウッド法の定着実態調査等の実施



非住宅建築物等の木造化

木材製品等の輸出促進対策

- 海外への輸出に向け、付加価値の高い木材製品やきのこ等の生産施設整備、海外見本市への出展等PR活動などを支援



海外見本市への出展

林業分野における新技術推進対策

- 木質新素材（改質リグニン等）の実証プラントの整備
- 革新的な森林づくりに向けた異分野の技術導入の促進・実証

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2300)

〈対策のポイント〉

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現し、国土強靱化や地球温暖化防止等に貢献するため、森林経営管理制度が導入される地域を中心に、間伐や路網整備、再造林等を推進します。

〈政策目標〉

森林吸収量2.7%以上（平成17年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から令和2年度までの8年間の年平均：52万ha）

〈事業の内容〉

1. 間伐や路網整備、再造林等

森林環境保全直接支援事業	23,491 百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,051 百万円
林業専用道整備事業	1,017 百万円

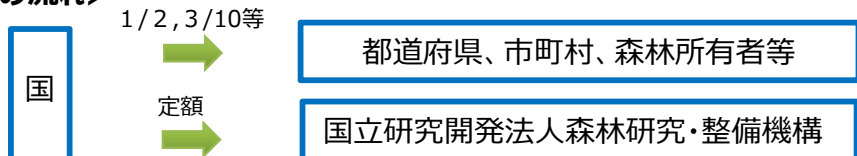
- ① 森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備します。また、効率的な森林整備のための航空レーザ計測等を実施します。
- ② 再造林や間伐等の森林整備を推進することで、健全な森林を育成します。

2. 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林等の整備

特定森林再生事業 （重要インフラ施設周辺森林整備の創設）	2,399 百万円
水源林造成事業	25,247 百万円

- ① 気象害等の被害森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- ② 重要インフラへの倒木被害を未然に防止するための森林整備を支援します。

〈事業の流れ〉



※このほか国有林における直轄事業を実施

〈事業イメージ〉

森林経営管理制度を支える条件整備
（森林の経営管理を集積・集約化する地域を中心として重点的に支援）



利用間伐の実施



コンテナ苗による再造林

間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を両立



幹線となる道の整備



航空レーザ計測の実施

路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備

激甚化する自然災害への対応【特定森林再生事業】

重要インフラ施設周辺森林整備の創設

鉄道等の重要なインフラに近接する森林について、風倒木等による施設被害を未然に防止するため、市町村等公的主体、森林所有者、施設管理者が協定を締結し、風倒等の懸念がある森林に対して行う森林整備を支援

森林整備に関する
協定締結

市町村等公的主体を交え、
森林整備に関する協定を締結



森林所有者
施設管理者

協定に基づき、
森林整備を実施

市町村等公的主体が重要
インフラ施設周辺の森林整備
を実施



被害森林の間伐等と一体的に行う被害木の搬出を支援

台風等によって発生した被害木に起因した民家等への二次被害を防止するため、被害森林の間伐等と一体的に行う被害木の搬出を支援



台風による民家裏の倒木被害（京都府）

<対策のポイント>

新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、多様な担い手の育成に総合的に取り組みます。あわせて、新たな森林管理システムの円滑な実施に向け、市町村への指導・助言を行える技術者の養成等に取り組みます。

<政策目標>

- 新規就業者の確保（1,200人〔令和2年度〕）
- 林業労働災害死傷者数（平成29年比5%以上減少〔令和4年まで〕）
- 林業労働災害死亡者数（平成29年比15%以上減少〔令和4年まで〕）
- 森林経営管理制度の支援を行える技術者の育成（1,000人〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

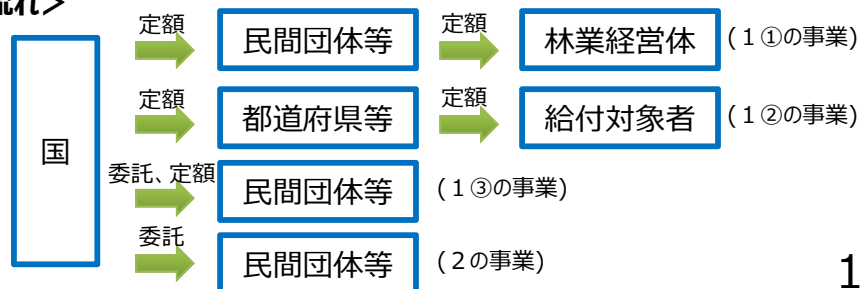
1. 森林・林業新規就業支援対策 4,644 (4,638) 百万円

- ① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4,230 (4,334) 百万円
就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修）等に必要経費を支援します。
- ② 緑の青年就業準備給付金事業 376 (272) 百万円
林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
- ③ 多様な担い手育成事業 38 (31) 百万円
高校生や社会人が先進的技術を学ぶインターンシップ等の実施、女性林業者等の活躍の促進の取組、林業グループの育成に対する取組等を支援します。

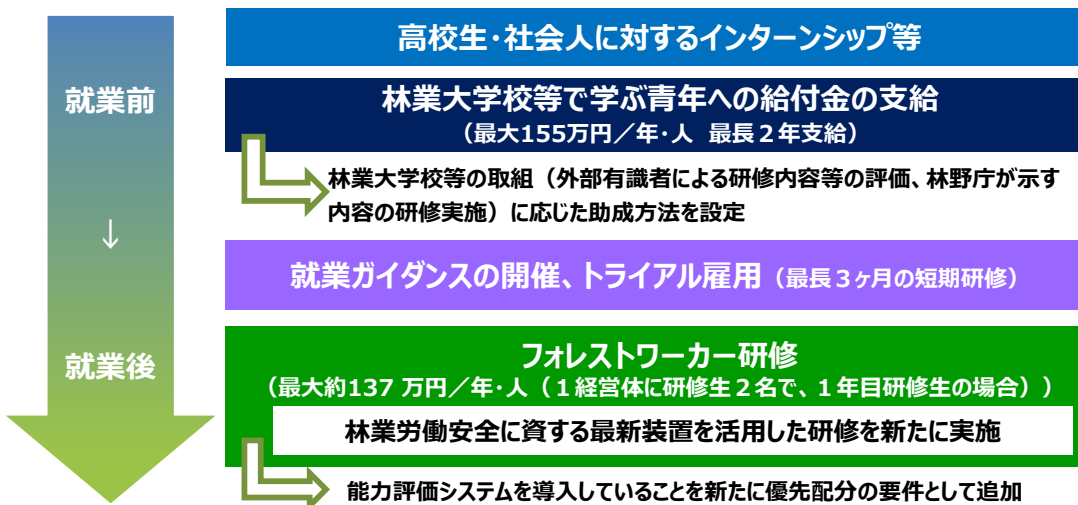
2. 森林経営管理制度推進事業 41 (30) 百万円

- ① 森林経営管理制度の運用に当たって、技術・指導力を有し、市町村の森林・林業担当職員を支援する技術者を養成します。
- ② 市町村が森林経営管理制度の運用を軌道に乗せることができるよう、全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供します。

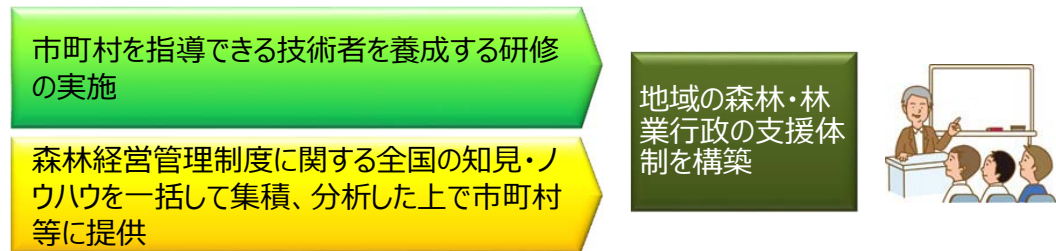
<事業の流れ>



1. 森林・林業への新規就業の支援



2. 森林経営管理制度推進事業



【お問い合わせ先】 (1の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8048)
(2の事業) 林野庁森林利用課 (03-6744-2126)